

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録制度

令和8年度登録申請の手引き

【一般的事項】

1 制度の概要

この登録制度は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づき、福島市が発注する物品等調達について、市内の障害者就労施設等を積極的に業者選定の対象とすることによってその受注機会を拡大し、障害者就労施設等で就労する障害者等の自立促進につなげるものです。

但し、登録により自動的に又は直ちに必ず発注があるということではありませんので、ご留意ください。

○対象契約

- ・施設等が現に販売している150万円以下の物品の調達
- ・施設等が現に行っている100万円以下の業務の委託

◇登録できる者

福島市内の障害者就労施設等であること。（但し、法令等の定めにより許可・免許・登録（以下「許可等」という。）を要する場合はその許可等を得ていること。）

障害者就労施設等とは次に掲げる施設をいうこと。

- ① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく事業所・施設等
 - ・就労移行支援事業所
 - ・就労継続支援事業所（A型・B型）
 - ・生活介護事業所
 - ・地域活動支援センター
- ② 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所
 - ・障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく特例子会社
 - ・重度障害者多数雇用事業所（①障害者の雇用者数が5人以上 ②障害者の割合が従業員の20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上）
- ③ 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ・自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - ・在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

◇登録できない者

- (1)福島市内の障害者就労施設等でない者
- (2)当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でその復権を得ない者
- (3)福島市入札参加資格審査申請に基づく資格業者名簿に登録されている者
- (4)希望業種を履行するために必要な資格・許可等を有しない者
- (5)入札参加資格のある法人の代表者及び役員が本件の登録申請をする法人の代表者及び役員になっている等、入札参加資格のある法人の同種関連会社と認められる事業者及びこれと同様と認められる個人
- (6)自ら業として希望業種に係る業務を現に行っていない者
- (7)公共発注の相手方として不適当と認められる者
- (8)福島市において市税を滞納している者
- (9)役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約締結権を委任する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員の配偶者（当該暴力団員

と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)であると認められる者

- (10)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (11)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (12)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (13)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 登録者の取扱い

下記書類を提出し、審査に合格した方は、福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録名簿に登載され、併せて庁内に周知されることにより、福島市が発注する際に業者選定の対象となります。但し、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご承知ください。

なお、審査に合格し、登録業者となられた方へあらためて通知等は行いません。但し、福島市の契約の相手方として不適当と認められた場合は、登録抹消等を行った後に通知します。

<提出書類>

◇法人の場合

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録申請書（様式第1号）

「1 制度の概要 - ◇登録できる者」を証明する書類（下表参照）

債権者登録（口座振替）申請書（通帳表紙裏カナ登録内容のコピー添付）

商業登記簿謄本（コピー可） 1通（令和7年11月1日以降に発行のもの）

暴力団等の排除に関する誓約書 1通（申請日現在のもの）

法人市民税等の納税証明書（コピー可） 1通（令和7年11月1日以降に発行のもので直前1年分）

許可書等の写し（許可・免許等が必要な業種を申請する場合）

◇個人の場合

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録申請書（様式第1号）

「1 制度の概要 - ◇登録できる者」を証明する書類（下表参照）

債権者登録（口座振替）申請書（通帳表紙裏カナ登録内容のコピー添付）

身分証明書（コピー可） 1通（令和7年11月1日以降に発行のもの）

暴力団等の排除に関する誓約書 1通（申請日現在のもの）

住民票（コピー可） 1通（令和7年11月1日以降に発行のもの）

令和7年度市民税等の納税証明書（コピー可） 1通（令和7年11月1日以降に発行のもの）

令和7年度課税（非課税）証明書（コピー可） 1通（令和7年11月1日以降に発行のもの）

源泉徴収票の写し（課税（非課税）証明書に給与収入の記載のある方）

許可書等の写し（許可・免許等が必要な業種を申請する場合）

※納税証明書（全税目）、課税（非課税）証明書は市役所市民税課又は各支所及び茂庭出張所にて発行します。

※身分証明書は市役所市民課又は各支所及び茂庭出張所にて発行します。但し、本籍地が市外の場合は本籍地所在市町村で身分証明書を取得してください。

	提出書類	写し	備考
イ	障害者総合支援法による事業者指定（更新）通知書	可	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、生活介護の場合は必要
ロ	福島市地域活動支援センター事業費にかかる補助金交付決定通知書	可	地域活動支援センターの場合は必要
ハ	障害者の雇用の促進等に係る法律に基づく特例子会社の認定書	可	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社の場合は必要

二	重度障害者多数雇用事業所証明書	可	重度障害者多数雇用事業所の場合は必要
ホ	在宅就業障害者であることの証明書	不可	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者の場合は必要（様式第2号） ※身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者は、手帳の写しを添付してください。
ヘ	在宅就業支援団体として厚生労働大臣の登録を受けたことを証する書類（在宅就業支援団体登録通知書）	可	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体の場合は必要

3 申請受付期間及び受付時間

この申請は、**令和8年2月2日（月）から令和8年2月13日（金）**まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）、受付時間は、午前9時から11時までと午後1時から4時まで、健康福祉部障がい福祉課（市役所庁舎棟1階）で受け付けいたします。

なお、上記期間以外の申請受付はできませんのでご注意ください。

4 登録の有効期間

この登録の有効期間は、**令和8年4月1日から令和9年3月31日**までとなります。期間終了後も登録を希望する場合はあらためて申請による登録が必要です。

5 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等重要な変更があったときは、すみやかに「福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録事項変更届（様式第3号）」を提出しなければなりません。

なお、変更届は任意様式による届出も可能です。

【契約に関する事項】

1 発注の方法

福島市が物品や業務委託等の発注をするときは、原則として複数の業者の見積もり競争によって、最も低い価格を提示した業者と契約することになります。

なお、見積もり依頼を辞退することは自由ですが、その場合は必ず発注課等へ連絡（電話でも可）願います。

見積もり競争の結果は、すみやかに発注課等の担当者から連絡いたします。

2 契約の方法

契約業者となった場合は、発注課等の指示に従って原則として書面（請書もしくは契約書）により契約します。ただし、発注課等の担当者から10万円未満の契約で書面を省略する旨の指示があったときは省略できます。

なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

3 契約の履行

契約の履行は、福島市財務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

また、請け負った契約は自ら履行しなければなりませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

なお、履行後に納品書（物品調達）、業務完成届（業務委託）等の提出が必要です。

4 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき口座振替の方法により支払います。支払い期間は、正当な請求を受けた日から30日以内となります。

5 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うことになります。

6 登録者名簿の公開

この制度による登録者名簿は市内に公開するほか、契約制度の透明性を図る観点から一般に公開（福島市ホームページに掲載）いたします。

7 契約に関する問い合わせ等

契約に関する問い合わせ等は、財務部契約検査課契約係で受け付けいたしますので申し出願います。

【申請書（様式第1号）の書き方】

1 申請者（経営者）と登録者

「申請者」は当該事業を行う法人又は個人です。また、法人の中の特定事業所での登録を行う場合は、「登録者」の欄にもご記入ください。「登録者」欄に記載のある場合は、「登録者」で登録となります。

2 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

3 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。個人事業主で通常使用している商号がある場合はそれを記入し、無い場合は記入しないでください。

4 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。個人事業主で商号がある場合は通常使用している代表者の職・氏名を記入してください。

5 電話及びFAX番号

電話及びFAXは、重要な連絡手段となりますので必ず記入してください。公開の対象となります。

なお、個人事業主の場合で、福島市ホームページ等での名簿の公開に了承いただける場合は携帯電話の登録も可能です。

6 登録希望業種

様式第1号裏面の業種一覧表を参考に、受注を希望する業種を順に3つまで記入してください。

なお、内容はできるだけ詳しく記入してください。

また、法的な許可・免許・登録を要する場合はその名称を記入し、許可証等の写しを添付してください。

（担当）

○【一般的な事項】（P1～）についてのお問い合わせ先

健康福祉部障がい福祉課障がい庶務係

TEL 024-525-3748（直通）

FAX 024-533-5263（直通）

○【契約に関する事項】（P3～）及び【申請書（様式第1号）の書き方】（P4～）についてのお問い合わせ先

財務部契約検査課契約係

TEL 024-525-3705（直通）

FAX 024-536-1876（直通）

令和8年度

記入例

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録申請書

福島市長様

<法人の場合>

令和8年2月〇〇日

福島市の「物品の調達」及び「役務の発注」に関し、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の適用を受けることを希望するため登録を申請します。

登録状況		新規・継続	登録番号 記入しないでください	
申請者 (経営者)	住所又は 所在地	〒960-8601 福島市五老内町3番1号		
	商号又は 名称	フリガナ フクシマフクハイ (社)福島福祉会		
	代表者 職・氏名	フリガナ フクシマ タロウ 理事長 福島 太郎		
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇〇
登録者	住所又は 所在地	〒960-8601 福島市六老内町1番3号		
	商号又は 名称	フリガナ フクシマセンター 福島センター		
	代表者 職・氏名	フリガナ フクシマ ハナコ 代表 福島 花子		
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇〇

○希望業種順位（3業種以内 裏面具体的な業種例を参照）

希望順	業種	内容(具体的に記入すること)	許可・免許等が必要な業種は その種類・名称等
1	加工食品	ジャムパン、グトームパン、コロッケパン、 クッキー	菓子製造業、そつざい製造業
2	農産物	もも・なし・鶴卵	
3	業務委託	農作業 (受粉・摘花・摘果・袋かけ・籠詰め作業)	

※ 記入にあたっては「福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録制度 令和8年度 登録申請の手引き」の記入例を参考にしてください。

※ 登録の有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

※市役所記入欄
(記入しないでください)

障がい福祉課		契約検査課	
受付	添付書類確認	確認	入力

令和8年度

記入例

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録申請書

福島市長様

<個人の場合>

令和8年2月〇〇日

福島市の「物品の調達」及び「役務の発注」に関し、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の適用を受けることを希望するため登録を申請します。

登録状況		新規・継続		登録番号 記入しないでください	
申請者 (経営者)	住所又は 所在地	〒960-8601 福島市五老内町3番1号			
	商号又は 名称	フクシマ シロウ 福島 次郎			
	代表者 職・氏名	フクシマ シロウ 福島 次郎			
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号	〇〇〇-〇〇〇〇	
登録者	住所又は 所在地	〒			
	商号又は 名称	フクシマ シロウ 名簿の公開に了承いただける場合は、携帯電話の登録も可能です。			
	代表者 職・氏名	フクシマ シロウ			
	電話番号		FAX番号		

○希望業種順位（3業種以内 裏面具体的な業種例を参照）

希望順	業種	内容(具体的に記入すること)	許可・免許等が必要な業種は その種類・名称等
1	縫製品	皮製キーホルダー・皮製携帯ストラップ・皮製 携帯ケース	
2			
3			

※ 記入にあたっては「福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録制度 令和8年度登録申請の手引き」の記入例を参考にしてください。

※ 登録の有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

※市役所記入欄
(記入しないでください)

障がい福祉課		契約検査課	
受付	添付書類確認	確認	入力

●登録する業種については、下記の一覧表のとおりです。

表面の希望業種順位の業種欄に記載する業種は、太枠の中からお選びください。

業種	内容例
加工食品	菓子パン、惣菜パンほか
	クッキー、ケーキ、焼き菓子、ジャム、せんべいほか
	うどん、そば、ラーメンほか
	豆腐、納豆ほか
	漬物ほか
	弁当、惣菜、ほか
縫製品	ユニフォーム、白衣含む
	皮製小物、皮製工芸品ほか
	工芸品、刺しゅう品、染物加工品、手織り品ほか
物品調達	米、小麦、大豆、とうもろこしほか
	イモ類、きのこ類含む
	桃、なし、りんご、ぶどう、とうとうほか
	花苗等含む
	鶏卵、木材ほか
その他の製品	机、いす、テーブル、玩具、生活雑貨、小物ほか
	和紙（はがき・しおり等）、紙製小物ほか
	ビーズ製品、粘土細工ほか
印刷	ポスター、パンフレット、冊子ほか
	名刺作成ほか
	封筒印刷、はがき印刷ほか
	機関紙印刷ほか
業務委託	農作業、果物袋詰めほか
	ハウスクリーニング、除草作業ほか
	組立、袋詰め、シール貼りほか
	インターネット作業ほか
	資源物回収、機関紙製作ほか

確認書

令和8年2月〇〇日

福島市長様

この書類は、自宅等において
物品の製造、役務の提供等の業
務を自ら行う障害者の方の場
合に記入ください。

住所 福島市五老内町3番1号
商号又は名称 福島 次郎
代表者職・氏名 福島 次郎

私は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号の規定による在宅就業者であることに相違ありません。

【参考】

障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

（在宅就業障害者特例調整金）

第七十四条の二 厚生労働大臣は、在宅就業障害者の就業機会の確保を支援するため、事業主で次項の規定に該当するものに対して、同項の在宅就業障害者特例調整金を支給する業務を行うことができる。

二（略）

三 この節、次章、第五章及び附則第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 在宅就業障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって、自宅その他厚生労働省令で定める場所において
物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

（法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所）

第三十六条 法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者が物品
製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備
を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所その他これらに類する場
所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七
十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これ
に類する場所を除く。）とする。

記入例

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 8 年 2 月 ○○ 日

福島市長

申請者（経営者）名で
作成してください。

住所

福島市五老内町3番1号

商号又は名称

社会福祉法人 福島福祉会

代表者職・氏名

理事長 福島 太郎

私は下記1に該当しないことを表明するとともに、将来にわたって下記2に該当する行為をしないことを誓約します。

この表明・誓約書が虚偽であり、又はこの表明・誓約書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てず、なんらの賠償ないし補償を求めません。但し、貴職に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

また、貴職の求めに応じ、当方の役員名簿（役職名、氏名、住所、性別及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での当方の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当なもの

- (1)役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約締結権を委任する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められる者。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. 契約の相手方として不適当な行為をするもの

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関する脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)偽計又は威力を用いて契約担当職員等の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

記入例

市役所記入欄
(記入しないでください)

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録事項変更届

令和8年2月〇〇日

福島市長様

変更後の内容で記入
してください。

申請者 (経営者)	住 所 商号又は名称 代表者職・氏名	福島市五老内町3番1号 社会福祉法人 福島福祉会 理事長 福島 太郎
登録者	住 所 商号又は名称 代表者職・氏名	福島市飯野町〇〇番地の△ 五老内センター 代表 信夫山 草雄

下記のとおり変更等をしたので届出します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日
住所変更 (登録者)	980-8601 福島市六老内町1番3号	960-1301 福島市飯野町〇〇番地の△	令和〇年〇月〇日
商号 (登録者)	福島センター	五老内センター	
代表者職氏名 (登録者)	代表 福島 花子	代表 信夫山 草雄	
変更になった部分を記入してください。 経営者、登録者のどちらの変更か、わかる ように()で記入してください。 内容によっては証明書等が必要になる 場合があります。			登録の変更は届出日以降になりますので、変更が生じた場合は すみやかに届出してください。
備考			

- ※ 希望業種の変更は、認められませんのでご注意ください。
- ※ 廃業等により登録を辞退するときも届出してください。
- ※ 自己作成による同様式の届出も可能です。

市役所記入欄
(記入しないでください)

確認者	受付担当
-----	------

債権者登録（口座振替）申請書【記載例】

申請日 令和8年2月2日

福島市長

下記のとおり申請します。今後、私への福島市の支払金は、下記の口座に振り込んでください。

2 登録分類

↑下記の1、2のいずれかの番号を選択してください。

1. 通常口座のみ登録します。	⇒枠Aのみ記入してください。
2. 通常口座及び前金口座を登録します。	⇒枠A及び枠Bを記入してください。

A通常口座：完成金などを受け取る口座

B前金口座：前払金保証契約（※）に該当する専用口座（該当がない場合は記入不要）

※公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と締結する契約

債権者情報

【記入上の注意】

債権者コード（6桁） (業者番号)	123456		○受任者の該当がない場合は、申請者欄のみ記入してください。
申請者 (本店・本社等)	所在地	福島県福島市五老内町3番1号 福島市役所4階	
	商号又は名称	株式会社MOMORIN商事	
	代表者 役職 氏名	代表取締役社長 黒 桃林	
受任者 (請求書に記載する 支店・営業所等)	所在地	福島県福島市五老内町3番1号 福島市役所1階	
	商号又は名称	株式会社MOMORIN商事 a b c 営業所	
	代表者 役職 氏名	所長 桃 林檎郎	
申請書作成者 ※必須事項	担当者氏名	桃 林檎郎	
	所属名	株式会社MOMORIN商事 a b c 営業所	
	電話番号	024-525-3772	

A 通常口座

↓（選択）

↓（選択）

【記入上の注意】

○申請者名義または受任者名義の口座を記入してください。

○コード及び口座番号はそれぞれ指定の桁数で記入してください。 例：1234 ⇒ 0001234

○口座名義人は、金融機関のカナ登録内容のとおり記入してください。 例：株式会社MOMORIN商事 a b c 営業所 所長 桃 林檎郎 ⇒ カモリンヨウジ ABC(イ)

○カナ登録されていない内容は記入不要です。（例の場合、所長以降）

B 前金口座

↓（選択）

↓（選択）

○前払金保証契約（※）に該当する専用口座を記入してください。該当がない場合は記入不要です。

※公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と締結する契約

○その他の記入上の注意は、A通常口座と同様です。

令和8年度

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録申請書

令和 年 月 日

福島市長様

福島市の「物品の調達」及び「役務の発注」に関し、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の適用を受けることを希望するため登録を申請します。

登録状況		新規・継続	登録番号 記入しないでください	
申請者 (経営者)	住所又は 所在地	〒		
	商号又は 名称	フリガナ		
	代表者 職・氏名	フリガナ		
	電話番号		FAX番号	
登録者	住所又は 所在地	〒		
	商号又は 名称	フリガナ		
	代表者 職・氏名	フリガナ		
	電話番号		FAX番号	

○希望業種順位（3業種以内 裏面具体的な業種例を参照）

希望順	業種	内容(具体的に記入すること)	許可・免許等が必要な業種は その種類・名称等
1			
2			
3			

※ 記入にあたっては「福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録制度 令和8年度登録申請の手引き」の記入例を参考にしてください。

※ 登録の有効期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

※市役所記入欄
(記入しないでください)

障がい福祉課		契約検査課	
受付	添付書類確認	確認	入力

●登録する業種については、下記の一覧表のとおりです。

業種	内容例
物品調達	菓子パン、惣菜パンほか
	クッキー、ケーキ、焼き菓子、ジャム、せんべいほか
	うどん、そば、ラーメンほか
	豆腐、納豆ほか
	漬物ほか
	弁当、惣菜、ほか
	乳製品、肉・魚介加工品、飲料、飼料ほか
	ユニフォーム、白衣含む
	皮製小物、皮製工芸品ほか
	工芸品、刺しゅう品、染物加工品、手織り品ほか
農産物	米、小麦、大豆、とうもろこしほか
	イモ類、きのこ類含む
	桃、なし、りんご、ぶどう、おうとうほか
	花苗等含む
	鶏卵、木材ほか
その他の製品	机、いす、テーブル、玩具、生活雑貨、小物ほか
	和紙（はがき・しおり等）、紙製小物ほか
	ビーズ製品、粘土細工ほか
印刷	ポスター、パンフレット、冊子ほか
	名刺作成ほか
	封筒印刷、はがき印刷ほか
	機関紙印刷ほか
業務委託	農作業、果物袋詰めほか
	ハウスクリーニング、除草作業ほか
	組立、袋詰め、シール貼りほか
	インターネット作業ほか
	資源物回収、機関紙製作ほか

確 認 書

令和 年 月 日

福島市長様

住所

商号又は名称

代表者職・氏名

私は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第74条の2第3項第1号の規定による在宅就業者であることに相違ありません。

【参考】

障害者の雇用の促進等に関する法律（抄）

（在宅就業障害者特例調整金）

第七十四条の二 厚生労働大臣は、在宅就業障害者の就業機会の確保を支援するため、事業主で次項の規定に該当するものに対して、同項の在宅就業障害者特例調整金を支給する業務を行うことができる。

二 (略)

三 この節、次章、第五章及び附則第四条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 在宅就業障害者 身体障害者、知的障害者又は精神障害者であって、自宅その他厚生労働省令で定める場所において物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務を自ら行うもの（雇用されている者を除く。）

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（抄）

（法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所）

第三十六条 法第七十四条の二第三項第一号の厚生労働省令で定める場所は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者が物品製造等業務（物品の製造、役務の提供その他これらに類する業務をいう。以下同じ。）を実施するために必要な施設及び設備を有する場所、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜が供与される場所その他これらに類する場所（在宅就業契約（同項第二号に規定する在宅就業契約をいう。以下同じ。）を締結した事業主（在宅就業支援団体（法第七十四条の三第一項に規定する在宅就業支援団体をいう。以下同じ。）を除く。以下この節において同じ。）の事業所その他これに類する場所を除く。）とする。

暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

福島市長

住所
商号又は名称
代表者職・氏名

私は下記1に該当しないことを表明するとともに、将来にわたって下記2に該当する行為をしないことを誓約します。

この表明・誓約書が虚偽であり、又はこの表明・誓約書に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てず、なんらの賠償ないし補償を求めません。但し、貴職に損害が生じたときは、その損害を賠償します。

また、貴職の求めに応じ、当方の役員名簿（役職名、氏名、住所、性別及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での当方の個人情報を警察に提供し、表明・確約事項を確認することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当なもの

- (1)役員等(個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は契約締結権を委任する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団対策法第2条6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)若しくは暴力団員の配偶者(暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であると認められる者。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしていると認められるとき。
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2. 契約の相手方として不適当な行為をするもの

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)偽計又は威力を用いて契約担当職員等の業務を妨害する行為
- (5)その他前各号に準ずる行為

--

福島市障害者就労施設等からの物品等調達契約希望者登録事項変更届

令和 年 月 日

福島市長様

住 所

申請者 商号又は名称
(経営者) 代表者職・氏名

住 所

登録者 商号又は名称
代表者職・氏名

下記のとおり変更等をしたので届出します。

届出事項	変更前	変更後	変更年月日
備考			

- ※ 希望業種の変更は、認められませんのでご注意ください。
- ※ 廃業等により登録を辞退するときも届出してください。
- ※ 自己作成による同様式の届出も可能です。



受付印

確認者	受付担当
-----	------

債権者登録（口座振替）申請書【手書用】

申請日 令和 年 月 日

福島市長

下記のとおり申請します。今後、私への福島市の支払金は、下記の口座に振り込んでください。

1・2 登録分類

↑下記の1、2のいずれかの番号を選択してください。

1. 通常口座のみ登録します。	⇒枠Aのみ記入してください。
2. 通常口座及び前金口座を登録します。	⇒枠A及び枠Bを記入してください。

A通常口座：完成金などを受け取る口座

B前金口座：前払金保証契約（※）に該当する専用口座（該当がない場合は記入不要）

※公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と締結する契約

債権者情報

【記入上の注意】

債権者コード（6桁） (業者番号)								○受任者の該当がない場合は、申請者欄のみ記入してください。
申請者 (本店・本社等)	所在地							
	商号又は名称							
	代表者 役職 氏名							
受任者 (請求書に記載する支店・営業所等)	所在地							
	商号又は名称							
	代表者 役職 氏名							
申請書作成者 ※必須事項	担当者氏名							
	所属名							
	電話番号							

A 通常口座

↓(選択)

↓(選択)

金融機関名	銀行 金庫 組合 その他				本店			
	金融機関 コード（4桁）		本・支店（所） コード（3桁）		支店・支所		出張所	
	預金種別（選択）		普通・当座		口座番号 (7桁)			
口座名義人 カナ登録内容								

【記入上の注意】

○申請者名義または受任者名義の口座を記入してください。

○コード及び口座番号はそれぞれ指定の桁数で記入してください。例：1234 ⇒ 0001234

○口座名義人は、金融機関のカナ登録内容のとおり記入してください。例：株式会社MOMORI N商事 a b c 営業所 所長 桃林 櫻郎 ⇒ カモリンショウガ ABC(イイ)

○カナ登録されていない内容は記入不要です。（例の場合、所長以降）

B 前金口座

↓(選択)

↓(選択)

金融機関名	銀行 金庫 組合 その他				本店			
	金融機関 コード（4桁）		本・支店（所） コード（3桁）		支店・支所		出張所	
	預金種別（選択）		普通・当座		口座番号 (7桁)			
口座名義人 カナ登録内容								

○前払金保証契約（※）に該当する専用口座を記入してください。該当がない場合は記入不要です。

※公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と締結する契約

○その他の記入上の注意は、A通常口座と同様です。

債権者コードが3から始まる場合は、必ず請求書処理担当所属を経由してください。

請求書処理担当所属記入欄

上記の内容に相違ないことを確認しました。

所属名称

所属長印 担当者印

契約検査課処理欄

受付日 受付者印

会計課処理欄

入力日 入力者印 確認日 確認者印

請求書処理担当所属 ⇒ 会計課

契約検査課 ⇒ 会計課